

セラミックタイルベンチ及び木製什器製作業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

**1. 目的**

新庁舎建設にあたり受領した寄附金を活用し、「セラミックタイルベンチ」及び「木製什器」を製作する事業者を特定することを目的とする。

**2. 事業概要**

(1) 業務名

セラミックタイルベンチ及び木製什器製作業務（以下「本業務」という。）

(2) 納品場所

宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市新庁舎1期棟の市が指定する場所

(3) 納期

令和4年3月31日

(4) 業務内容

「セラミックタイルベンチ及び木製什器製作業務仕様書」のとおり

(5) 提案上限価格

7,600千円（消費税を含む）

**3. 担当課（事務局）**

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 都市整備部 新庁舎建設課

電話番号 0836-34-8200（直通）

FAX番号 0836-22-6064（直通）

電子メール [chosha@city.ube.yamaguchi.jp](mailto:chosha@city.ube.yamaguchi.jp)

**4. スケジュール**

実施内容	日程
プロポーザル開始の公告（受付開始）	令和4年1月26日（水）
質問受付期限	令和4年2月1日（火）17時
質問回答予定日	令和4年2月3日（木）
参加表明書・技術提案書等提出期限	令和4年2月9日（水）17時
特定・非特定結果通知	令和4年2月16日（水）＜予定＞
契約手続き	令和4年2月中旬

**5. 参加資格要件**

参加者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 製作に携わる者が家具製作技能士の資格を有していること。ただし、資格を有している者は、一級又は二級の等級区分かつ参加表明書の提出期限以前に3ヶ月以上の雇用関係である者に限る。
- (2) 宇部市内に本店を有している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 次の申立てがされていないこと。
  - ・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は19条の規程による破産手続き開始の申立て
  - ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て
  - ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規程による再生手続き開始の申立て
- (5) 納税義務のある税を滞納していない者であること。また、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

## 6. 質問及び回答

- (1) 提出期限 令和4年2月1日（火）17時 厳守
- (2) 提出先 1ページ目の「3. 担当課（事務局）」と同じ
- (3) 提出方法 質問書（様式第1号）により電子メール又はFAXにて受け付ける。  
※必ず電話で受信等の確認を行うこと。
- (4) 回答方法 令和4年2月3日（木）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問した参加者名は公表しない。

## 7. 支給材料の確認

本プロポーザルの参加希望者は、本市港町庁舎近くの市有地内に保管してあるセラミックタイル及び市有地（宇部市島一丁目4-55）内にある桃色レンガを確認することが可能である。確認する際は事務局に電話で連絡し、次の期間内で事務局と日程調整を行うこととする。

確認期間 令和4年1月26日（水）から令和4年2月9日（水）までの9時30分から16時までの時間帯

## 8. 参加表明書・技術提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年2月9日（水）17時 厳守  
※提出後の差替え及び追加資料の提出は認めない。
- (2) 提出先 1ページ目の「3. 担当課（事務局）」と同じ
- (3) 提出方法 原則、郵送による。（極力、持参しないこと）  
※「12. その他」の（2）に留意し、提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出書類 ※提出書類を綴る場合は、製本せず、クリップ留めとすること。
  - ① 参加表明書（様式第2号）・・・1部
  - ② 会社概要及び業務実績調書（様式第3号）・・・6部
  - ③ 協力会社調書（様式第4号）・・・6部
  - ④ 技術提案書（様式第5～8号）・・・6部

※文字のサイズは、10.5ポイント以上とすること。（ただし、必要な注記、ふりが

な及び掲載図等の記載文字は除く。) ※提出者を特定することができる内容(具体的な社名等)を記載しないこと。

⑤ 見積書(任意様式)・・・6部

※セラミックタイルベンチ製作費、自立移動型展示什器製作費、置き型エントランス什器製作費の内訳を記載すること。

(5) 技術提案書の項目

①セラミックタイルベンチ

- ・移動が安全かつ容易な仕様について
- ・使用上の十分な強度が確保できる仕様について

②木製什器(自立移動型展示什器)

- ・移動が安全かつ容易な仕様について
- ・多様な使い方(木製什器の分割・組合せ等)が可能な仕様について
- ・部材の取替など維持管理に資する仕様について

③木製什器(置き型エントランス什器)

- ・転倒対策となる仕様について

9. 受託候補者の特定方法

提出された技術提案書等を本市が設置する「セラミックタイルベンチ及び木製什器製作業務プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において審査し、最も優れた提案を行ったと判断された事業者を受託候補者として特定する。

なお、審査は提出書類の内容のみで行い、プレゼンテーション審査は実施しない。ただし、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

10. 評価項目及び評価基準、配点

(1) 技術提案書の内容に関する評価は、次の評価項目及び評価基準により行う。

【評価基準】

評価項目		評価基準	配点
技術力	会社概要及び業務実績調書(様式第3号)	製作に携わる者が有する家具製作技能士の等級区分を評価する。	10
		過去10年間における公共工事での同種又は類似の製作実績を有しているか。 ※同種は木製家具類、類似は木製建具類とする。	10
技術提案	技術提案書(様式第5～8号)	<セラミックタイルベンチ>  ①移動が安全かつ容易に可能な提案となっているか。  ②使用上、十分な強度が確保された提案となっているか。	20
		<木製什器(自立移動型展示什器)>  ①移動が安全かつ容易に可能な提案となっているか。	30

		②多様な使い方ができる提案となっているか。 ③部材の取替など維持管理に資する提案となっているか。	
		<木製什器（置き型エントランス什器）> ①転倒対策を考慮した提案となっているか。	10
提案価格	見積書 (様式任意)	提案価格を相対的に評価する。	20
評価点合計			100

(2) 技術提案書等の評価方法

審査委員会において、書類審査し、各委員の評価点を合計した総評価点数により評価する。

## 11. 受託候補者の特定

(1) 優先交渉権者及び次点交渉権者

① 各委員が付けた評価点の合計が最も高い者から順位付けを行い、評価の合計点が最上位であるものを優先交渉権者、二番目に高かった者を次点交渉権者として特定する。

優先交渉権者及び次点交渉権者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。

特定されなかった提案者に対しては、「非特定通知書」によりその旨と理由を通知する。

なお、非特定通知書を受け取った提案者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜、日曜、祝日を除く。）以内に、書面を郵送することにより、非特定理由について説明を求めることができる。市は、回答を書面で行うものとする。

② 評価点が同点の場合は、提案価格で安価な金額を提示した者を上位とする。

※ 総合評価点が満点の6割以下の事業者は、優先交渉権者及び次点交渉権者に特定しない。

(2) 契約締結交渉

審査委員会において、優先交渉権者に特定された提案者と市は契約交渉を行う。

なお、契約交渉が不調のときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。

(3) 結果の公表

審査委員会における審査結果については、本プロポーザル手続の完了後に本市ウェブサイト上で公表するものとする。

## 12. その他

(1) 技術提案書等の作成・提出等に要する費用は、その一切を応募者の負担とする。

(2) 書類の提出については、配達記録郵便の利用又はFAXもしくは電子メールの着信確認を電話で行う等の対策を講じること。不達及び遅配を原因とする応募者の不利益が生じても、本市は一切の責任を負わない。

(3) 提出された技術提案書等は、本市が本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、複製、記録及び保存を行うことがある。

- (4) 提出書類の返却は行わない。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (6) 本業務の内容は、本市が定める契約書のほか仕様書等に基づくが、技術提案書等に記載された内容のうち、本市が必要と判断する場合は仕様書に反映する。
- (7) 提出期限日以降の提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) 本要領に規定されていない事項が発生した場合の取扱いについては、審査委員会と事務局が協議し決定する。